

## 平成 30 年度 豊田通商留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、豊田通商株式会社(代表取締役社長 加留部 淳 氏)のご支援により、「平成 30 年度豊田通商留学生奨学金」(以下「本奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

### 記

#### 1. 目的

本奨学金は、日本の大学に在籍する様々な国からの優秀な私費外国人留学生に対して、奨学金を支給することによって在学中の経済的不安を緩和し、学習効果を高めると同時に、国際交流を促進し人材の育成に寄与することを目的とする。

#### 2. 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である豊田通商株式会社(以下「寄付者」という。)は、昭和 23 年に設立され、金属、グローバル部品・ロジスティクス、機械・エネルギー・プラントプロジェクト、自動車、化学品・エレクトロニクス、食料、生活産業の 7 本部における各種商品の輸出入取引、外国取引および関連商品の製造・加工・販売サービスの提供や事業投資等を行い、世界中に持つネットワークと国際協業のノウハウ、またトヨタグループの中で培った強みを十分に発揮し、総合商社として新しい事業領域への挑戦を果敢に続けておられる。

寄付者は、豊田通商国際育英会を通じて 22 年間にわたり約 120 名の留学生へ奨学金を支給した実績を持っており、国際的な社会貢献活動の継続を目指すと同時に、様々な海外諸国との国際交流を促進し良好な友好関係を構築することを趣旨として、資金を提供された。

#### 3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 平成 30 年 4 月現在で日本国内の大学(以下「大学」という。)の学部 3 年次、大学院修士課程または博士課程に正規生として在籍する(予定含む)私費外国人留学生。日本国内の大学は、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。また、在留資格は留学であること。
- (2) 経済・法律等の社会科学、人文科学及び理学、工学を専攻する者。
- (3) 将来、日本と自国の発展のために貢献する意欲のある者。
- (4) 留学の目的又は計画が明確で、留学の効果が期待できる者。
- (5) 経済的援助を必要とする者。
- (6) 本奨学金の支給期間中、他の奨学金の支給を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]。
- (7) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

#### 4. 採用人数

15 名程度

#### 5. 支給内容

月額奨学金 100,000 円

#### 6. 支給期間

平成 30 年 4 月より平成 32 年 3 月まで(ただし、大学における在籍期間中に限る。)

#### 7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下、「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

## 8.応募・推薦書類

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 願書(別紙様式 1。日本語で記載されたものに限る。)   | 1 通 |
| (2) 応募者の写真(最近 6 か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1 葉 |
| (3) 推薦書(別紙様式 2。推薦理由は指導教官等が記入すること。)                                       | 1 通 |
| (4) 学業成績証明書  | 1 通 |

※日本語以外で記載されたものについては和訳を添付すること。

## 9. 応募・推薦書類の提出期限

平成 29 年 11 月 30 日(木)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

## 10. 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、寄付者とともに選考を行い、受給者を決定する。結果は、平成 30 年 2 月中を目途に大学を通じて通知する。

## 11. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

## 12. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学、就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、寄付者主催の、事業内容の理解促進に係る交流会やボランティア活動等の案内があった際は、原則として参加しなければならない。なお、第 1 回目の交流会は平成 30 年 4 月 6 日(金)または 13 日(金)に、豊田通商株式会社東京本社(品川)において、開催を予定している。
- (4) 受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答をしなければならない。

## 13. 奨学金給付の休止又は終了

- (1) 大学を長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、奨学金の支給を打ち切る。
  - ① 大学を休学又は留年した場合。
  - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
  - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
  - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。
- (4) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、休止又は終了する。

## 14. その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13.に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 受給者として採用された場合は、本奨学金を辞退し、他の奨学金を受給することはできない。
- (3) 所属大学の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期休暇又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。

## 15. 個人情報の取扱いについて

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

## 16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先 ※平成 29 年 7 月 10 日に事務所が移転しました。

公益財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課  
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12 階  
TEL:03-5454-5274 FAX:03-5454-5242 E-mail: [ix@jees.or.jp](mailto:ix@jees.or.jp)

以上